国有林における松くい虫被害対策の実施について

平成9年4月7日付け 9林野業一第19号 林野庁長官から営林(支)局長あて 最終改正 令和2年12月25日 2林政政第487号

松くい虫の被害対策については、森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)に加え、 松くい虫防除特別措置法(昭和52年法律第18号。以下「特措法」という。)が昭和52年に 制定され、57年、62年及び平成4年にはこれを改正・延長され、異常な被害の終息に向け 各種対策を総合的に推進してきたところである。この結果、昭和54年度には243万立方メ ートルまで達した被害量は、平成7年度には4割程度の101万立方メートルまで減少して おり、被害地域の著しい拡大もほぼ停止するとともに、保全すべき松林における中・激害 (被害率1%以上)の抑制も進んでいるところである。

しかしながら、その被害量についてはなお高い水準で推移しており、かつ、一旦被害の程度が軽微(被害量1%未満)となっても、気象要因等により再激化する可能性があることから、今後は、被害木の破砕、焼却等を内容とする特別伐倒駆除等の特に効果の高い措置を、被害状況に即応して、いつでも発動し得る制度を整備していくことが必要となっている。

このため、特措法が本年3月31日限りで失効するに当たり、このような森林病害虫等の被害状況を踏まえ、将来にわたって被害の発生状況に的確に対応できるよう「森林病害虫等防除法の一部を改正する法律」(平成9年法律第11号。以下「法」という。)が第140回国会において成立し、平成9年4月1日付けで施行され、また、これに伴い、関係政省令が同日付けで施行された。これらの法令の施行については、都道府県知事あて別添1「森林病害虫等防除法の一部を改正する法律の施行について」(平成9年4月1日付け林野造第100号農林水産事務次官依命通達)が通達されるとともに、法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準(以下「防除実施基準」という。)について別添2のとおり本年4月7日付けで農林水産大臣から公表されたところである。

国有林である特定森林(法第2条第3項に規定する森林をいう。)を所管する国の機関及び地方公共団体は、法第7条の12の規定に基づき、森林資源として重要な特定森林を保護し、その有する機能を確保するため、相互に連携を図り松くい虫等の被害対策が調和を保ちつつ行われるよう努めるものとされていることから、「森林病害虫等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準の運用事項並びに国有林防除実施基準の策定について」(平成9年4月7日付け9林野業一第17号林野庁長官通達)を定めるとともに、「国有林における高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定並びに樹種転換促進指針の策定について」(平成9年4月7日付け9林野業一第18号林野庁長官通達)により、被害対策を行う特定森林の区域の指定等を通知したところであるが、特に、国有林野事業特別会計に所属する松林における松くい虫の被害対策については、関係法令及び防除実施

基準並びに関係通達によるほか、別紙1の「国有林における松くい虫被害対策実施要領」、 別紙2の「国有林実施計画策定要領」により松くい虫被害対策の実施計画を作成し、当該 計画に基づき計画的に推進することとしたので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、「国有林における松くい虫被害対策事業の推進について」(平成4年5月18日付け4林野業一第63号林野庁長官通達)は、本通達の施行に伴い廃止する。

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律の施行について

平成9年4月1日付け9林野造第100号 農林水産事務次官から都道府県知事あて

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律(平成9年法律第11号)が第140回国会で成立し平成9年4月1日付けで施行され、また、森林病害虫等防除法施行令(平成9年政令第87号)及び森林病害虫等防除法施行規則の一部を改正する省令(平成9年農林水産省令第19号)が同日付けで施行された。

これらの法令の施行に当たっては、下記事項に十分留意の上、適正かつ円滑な運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、「松くい虫被害対策特別措置法の施行について」(昭和57年3月31日付け57林野企第60号)、「松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について」(昭和62年3月31日付け62林野企第51号、平成4年3月31日付け4林野企第28号農林水産事務次官依命通達)は本日付けをもって廃止されたので、了知ありたい。

以上、命により通達する。

記

第1 法律改正の趣旨

- (1) 松くい虫の被害対策については、森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号。以下「法」という。)に加え、松くい虫防除特別措置法(昭和52年法律第18号。以下「特措法」という。)が昭和52年に制定され、57年、62年及び平成4年には改正・延長され、異常な被害の終息に向け各種対策を総合的に推進してきたところである。この結果、昭和54年度には243万立方メートルまで達した被害量は、平成7年度には4割程度の101万立方メートルまで減少しており、被害地域の著しい拡大もほぼ停止するとともに、保全すべき松林における中・激害(被害率1%以上)の抑制も進んでいるところである。
- (2) しかしながら、被害量についてはなお高い水準で推移しており、かつ、一旦被害の程度が軽微(被害率1%未満)となっても、気象要因等により再激化する可能性があることから、今後は被害木の破砕、焼却等を内容とする特別伐倒駆除等の特に効果の高い措置を、被害状況に即応して、いつでも発動し得る制度を整備していくことが必要となっている。
- (3) また、森林病害虫等の防除に当たっては、林業を取り巻く諸情勢の変化の中で、一般に森林管理水準の低下がみられ、森林病害虫等の被害の早期発見、迅速な防除の

ための体制の強化が必要となっているところである。

(4) 今回の法改正は、特措法が本年3月31日限りで失効するに当たり、このような森林 病害虫等の被害状況を踏まえ、将来にわたって被害の発生状況に的確に対応できる よう、所要の改正を行ったものである。

第2 定義規定の整備について

- (1) 本法において「松くい虫」とは、松の枯死の原因となる線虫類すなわちマツノザイセンチュウを運ぶ松くい虫をいい、具体的にはマツノマダラカミキリを指している (法第2条第1項1号)。
- (2) 本法において「特定せん孔虫」とは、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類であって、急激にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあるため、その駆除又はまん延の防止につき特別の措置を要するものとして政令で定めるものをいう(法第2条第1項第2号)が、現在、政令で定めるものはない。

これは、他のせん孔虫についても、被害量が増大した場合、松くい虫と同様の対策が必要となると考えられることから、松くい虫の防除に係る特別の上乗せ措置を導入するのに当たり、その他のせん孔虫についても被害の状況に応じ適切な措置が採れるよう、制度的な整備を行うものである。

- (3) 本法において「特定森林」とは、松くい虫の場合にあっては松林、特定せん孔虫の場合にあっては政令により指定される特定樹種からなる森林をいう(法第2条第3項)。
- (4) 本法において「高度公益機能森林」とは、

ア 保安林として指定された特定森林

イ 保安林以外の公益的機能が高い特定森林であって他の樹種からなる森林によっては、当該機能を発揮することが困難なものとして政令で定める特定森林 をいうものであり、これらの公益的機能の高い地域において農林水産大臣又は都道府 県知事による防除を重点的かつ効率的に実施するものである(法第2条第4項)。

なお、イに該当する特定森林については、森林病害虫等防除法施行令(平成9年政令第87号。以下「令」という。)第2条にその要件が定められているが、具体的には景勝林、せき悪地帯の松林など土壌の性質、樹木の生育状況、所在地域の景観等からみて、他の樹種からなる森林によっては当該特定森林の現に有する機能を確保することが困難であり、将来にわたり保全していく必要がある特定森林をいうものである。

(5) 本法において「被害拡大防止森林」とは、松くい虫又は特定せん孔虫(以下「松くい虫等」という。)の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類又は特定せん孔虫(以下「特定原因病害虫」という。)により、当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することとなると認められる特定森林をいうものであり、これらの防除の必要性の高い森林において、農林水産大臣又は都道府県知事による防除措置を、重点的かつ効率的に実施するものである(法第2

条第5項)。

具体的には、高度公益機能森林の周辺に存する特定森林であって、その被害程度、 立地条件等からみて、高度公益機能森林の効果的な保全のため一体として対策を講ず る必要があると認められる特定森林を指すこととなる。

(6) 本法において「特別伐倒駆除」とは、松くい虫等が付着している松の樹木の伐倒及び破砕(省令で定める基準に従うものに限る。)、又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)をいうものである(法第2条第6項)。

この場合、破砕は破砕後の木片の厚さが6ミリメートル(木材チッパーにより破砕する場合にあっては15ミリメートル)以下となるように行うこととしている(森林病害虫等防除法施行規則第1条)。

なお、改正前の森林病害虫等防除法(以下「旧防除法」という。)においては、農林水産大臣又は都道府県知事が松くい虫の付着している樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに枝条等の焼却を命ずることができることとされているが、この場合の伐採木そのものの処理としては、薬剤による防除やはく皮を行うにとどまるものである。これに対し、特別伐倒駆除は、被害木にせん孔している松くい虫等の駆除を徹底するため、伐採木そのものを破砕又は焼却の対象とするものである。

第3 駆除命令の追加について

1 特別伐倒駆除命令

今後の松くい虫の防除については、なお、中・激害が25%程度を占めることから、その微害化あるいは無害化を強力に進めることが必要であり、更に、いったん微害又は無害になった地域においても、気象要因や周辺被害森林からの飛び込み、被害木の見落とし等により再激化するケースが多くあり、被害の再激化の防止とともに、いったん再激化した被害を速やかに沈静化することが極めて重要となっている。

しかしながら、伐倒駆除については、薬剤による駆除効果が必ずしも完全でない場合があり、特に冬~春期においてはマツノマダラカミキリの幼虫が材内に潜入するため効果が著しく低下すること、また、木材の経済的価値の減少等もあって被害木が伐倒処理された後に林内に放置される場合が多いこと等から、特定森林の被害程度が高い場合には、効果に一定の限界がみられるようになっている。また、予防効果の高い特別防除についても、実施面での制約から対象地域が限定される状況にある。このため、被害のまん延している地域における高度公益機能森林や被害拡大防止森林についてより徹底した駆除が実施できるよう、農林水産大臣又は都道府県知事が伐倒と併せて破砕、焼却等を行う特別伐倒駆除命令をすることができることとしたものである。

また、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林を対象とすることとしているのは、 当該特定森林の有する公益的機能又は松くい虫等に対する防除効果を確保する上での 重要性に鑑み、措置の対象をこれらの森林に限定することによってその防除の徹底を 図ることが公益上の観点から要請されるものであることからである。 なお、農林水産大臣の行う特別伐倒駆除命令の実施については、都道府県知事に委託することとなるので、適切な実施につき遺憾なきを期せられたい。

おって、その委託要領等については、林野庁長官から別途通達させることとする。

2 補完伐倒駆除命令

伐倒駆除命令の対象は、森林病害虫等が付着している樹木に限られている。しかしながら、被圧等による枯死木にも松くい虫等が付着して当該枯死木が松くい虫等の被害の感染源となり、被害木を徹底的に駆除しても翌年再び被害が発現することがあるため、保全すべき特定森林における松くい虫等の徹底した駆除を図るためには、被害木のみならず被圧等による枯死木についても伐倒駆除の対象とすることが重要である。このため、農林水産大臣又は都道府県知事は、松くい虫等が付着しているおそれのある特定森林の枯死木について、被害木に係る伐倒駆除命令及び特別伐倒駆除命令と併せて、伐倒駆除を行う命令をすることができることとされた。

ア 「松くい虫等が付着しているおそれがある樹木」(法第3条第3項)とは、特定 原因病害虫による被害以外の要因で枯死に至っている樹木であって、周辺の被害 の状況からみて松くい虫等が現に付着している可能性が高いものをいう。

また、特別伐倒駆除命令等をするに際し又はした後において、これらの命令の区域及び期間の範囲内で区域及び期間を定め、補完伐倒駆除を命ずることとされているのは、補完伐倒駆除命令は松くい虫等の被害の感染源を除去するという特別伐倒駆除命令の機能を補完する制度として設けられたものであることから、この制度の目的からみて必要な特別伐倒駆除命令等の区域及び期間において補完伐倒駆除を行えば足りると考えられることによるものである。

イ 農林水産大臣の行う補完伐倒駆除命令の実施については、特別伐倒駆除命令と同様に都道府県知事に委託することとなるので、適切な実施方特段の御配慮をお願いする。

おって、その委託要領等については、林野庁長官から別途通達させることとする。

第4 薬剤防除の実施に関する基準について

- 1 農林水産大臣が定める防除実施基準
 - (1) 防除実施基準においては、法第7条の2第2項に掲げる事項を定めるものであるが、特に「特別防除を行うことのできる森林に関する基準」については、当該森林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、国内希少野生動植物、天然記念物等の貴重な野生動植物の生存する森林その他の森林で特別防除を行うことが適当でないと認められるものが明確になるように定められなければならない(法第7条の2第3項)。
 - (2) 防除実施基準の策定又は変更に当たっては、農林水産大臣は、関係行政機関の長 への協議並びに中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見の聴取という手続を 踏むとともに、遅滞なくこれを公表して関係行政機関の長及び関係都道府県知事

に通知しなければならないこととされている(法第7条の2第4項及び第5項)。 なお、ここでいう「関係行政機関」とは、その所管行政が本法と密接な関連を有 する行政機関をいい、具体的には、環境庁、農林水産省以外の国有林所管行政機関 等を指し、「関係都道府県知事」とは、森林病害虫等による被害を受け、又は受け

るおそれがある森林をその区域に含む都道府県の知事を指している。

2 都道府県知事が定める都道府県防除実施基準

- (1) 都道府県防除実施基準においては、当該都道府県の民有林における安全かつ適切な薬剤防除の実施に関する基準として、防除実施基準に従って、特別防除を行うことのできる森林の区域を定めるとともに、当該都道府県における被害対策の実態に応じ、必要な留意事項を定めることとされている(法第7条の3第2項)。
- (2) 都道府県防除実施基準の策定又は変更に当たっては、都道府県知事は、農林水産 大臣との協議並びに都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見の聴取という手 続を踏むとともに、遅滞なくこれを公表し関係市町村長に通知しなければならな いこととされている(法第7条の3第3項及び第4項)。

なお、関係行政機関の担当者、農業、漁業を営む者、地域住民その他の関係者の 代表等の参集を得て、連絡協議会等を開催し、森林病害虫等防除の適正かつ円滑 な実施に資することとされたい。

- (3) 都道府県防除実施基準の策定に当たっては、手続を速やかに、かつ、遺漏なくとり進めることとし、防除の適期を逸することのないよう万全を期することとされたい。
- (4) 都道府県防除実施基準の作成に当たっての細目については、林野庁長官から別途 通達させることとする。

3 薬剤の安全かつ適正な使用等

(1) 「特別防除を行う者」(法第7条の4)とは、法第3条第1項及び第5条第1項の規定に基づき航空機を利用して行う薬剤による防除の命令を受けた者、法第4条第1項の規定に基づき特別防除を行う農林水産大臣、法第5条第4項において準用する法第4条第1項の規定に基づき特別防除を行う都道府県知事、法第7条の10第1項の地区実施計画に即して特別防除を行う者等を指している。

これらの薬剤の安全かつ適正な使用等に関する細目については林野庁長官から別途通達させることとしているので、これらに留意して適切な特別防除の実施に万全を期すこととされたい。

(2) 特別防除の実施に当たっては、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるように、事前に普及啓発活動、実施地区における説明会の開催等により特別防除の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図るものとする。

第5 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定について

(1) 都道府県知事は、その区域内における被害状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならないとされている(法第7条の5第1項)。

これは、今回の改正により駆除命令として新たに追加された特別伐倒駆除命令及び補完伐倒駆除命令は、通常の伐倒駆除と比べ、より森林の管理・処分への制約が大きいものであることから、特に公益的機能が高い森林(高度公益機能森林)及び当該森林への被害防止の上で重要な森林(被害拡大防止森林)に限定して重点的に発動する必要があるため、特別伐倒駆除及び補完伐倒駆除については、都道府県知事が、松くい虫等の種類ごとに指定する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に限って命令できることとするものである。

(2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の指定に当たっての細目については、林野庁長官から別途通達させることとする。

第6 樹種転換を促進するための措置について

1 樹種転換促進指針

(1) 松くい虫等による被害から、特に重要な保全対象である高度公益機能森林を的確に守るためには、松くい虫等の繁殖源となる樹木を抜本的に除去することによって被害の拡大を防ぐ措置である樹種転換を、被害拡大防止森林をはじめとする周辺の森林等において積極的に推進することが重要となっている。

一方、樹種転換は、準備・実行に相当の期間と経費を要することから、これを森林所有者に強制することは適当ではなく、森林所有者が自ら樹種転換を行い得るよう条件を整備し、自主的努力を助長していくことが有効である。

このため、高度公益機能森林を主体的に保全する立場にある都道府県知事が、その区域内の民有林である特定森林について、樹種転換の実施の指針となるべき樹種転換促進指針を策定し、これに即して、森林組合等に助言、指導及び勧告を行うとともに、樹種転換を促進すべき森林の選定・公表、森林所有者等に対する助言及び指導の措置を行うことにより、樹種転換の積極的な推進を図るものである。

(2) 樹種転換促進指針の作成に当たっての細目については、林野庁長官から別途通達 させることとする。

2 森林組合等に対する樹種転換に関する助言等

都道府県知事は、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため 必要があると認めるときは、樹種転換促進指針に即して、森林組合又は森林整備法 人に対し、樹種転換に関する規程の設定その他の樹種転換の促進に資する措置に関 し必要な助言、指導及び勧告をすることができるものとされている(法第7条の7

第1項)。

これは、近年、林業経営を取り巻く諸情勢が厳しさを増す中で、森林所有者は造林意欲を失ってきていることから、樹種転換の実施は低調な状況にあり、このような状況の下で樹種転換を促進していくためには、経営指導により特定森林の所有者の樹種転換への意欲を喚起するとともに、森林施業の受託により樹種転換を推進することができる森林組合等を活用していくことが重要であるためである。

第7 地区防除指針について

1 地区防除指針

(1) 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林と併せて松くい虫等の被害対策を行う必要があると認めるときは、当該特定森林の所有者等が行うべき松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置(以下「自主防除措置」という。)に関する指針(以下「地区防除指針」という。)を定めなければならないとされている(法第7条の9第1項)。

これは、松くい虫等による被害から高度公益機能森林を的確に保全するためには、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林において特別伐倒駆除命令等の公的防除及び樹種転換を的確に実施することに加え、高度公益機能森林への感染源となるおそれがある周辺の特定森林においても、森林所有者等による自主的な防除が公的防除と有機的連携をとりつつ的確に実施されることが重要であることから、高度公益機能森林を主体的に保全する立場にある都道府県知事が、その区域内の民有林における自主的な防除措置に関する地区防除指針を策定し、市町村の地区実施計画の対象とすべき森林の基準等を定めることにより、森林所有者等による自主的防除の積極的な促進を図るものである。

(2) 地区防除指針の作成に当たっての細目については、林野庁長官から別途通達させることとする。

2 地区実施計画の策定及び遵守

- (1) 地区実施計画の策定については、「松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは」(法第7条の10第1項)とされているように、市町村が地域の被害の実態等を勘案して判断するものであるが、都道府県全体における被害対策が円滑かつ効果的に推進されるよう、その策定につき関係市町村と十分な連絡調整を行うこととされたい。
- (2) 地区実施計画の策定又は変更に当たっての特定森林の所有者の意見の聴取については、計画の内容のほか、地域における被害対策の必要性、国、県の助成その他必要と認められる事項について、説明会、広報掲載、公告縦覧等により予め周知を図るとともに、一定期日までに計画案について書面又は口頭で意見を述べることができる旨を通知(所在が不明な者に対しては通知に代えて公告)して行うも

のとする。

- (3) 地区実施計画の策定に当たっての細目については、林野庁長官から別途通達させることとする。
- (4) 法第7条の11第1項では、特定森林所有者等の自主防除措置について、地域としての被害対策の効果が達成されるように地区実施計画に即して実施すべき旨を定めているものである。
- (5) 法第7条の11第2項では、特定森林の所有者等が地区実施計画に即して自主的防 除措置を実施していないことが当該特定森林の存する地域における被害対策全体 の効果を著しく低下させる等、地区実施計画の達成に支障を与えるおそれがある 場合においては、市町村長の勧告によって被害対策の推進を図ることとする趣旨 である。

第8 国の機関及び関係地方公共団体の連携について(法第7条の12)

国有林である特定森林については、都道府県知事が定める指針等の対象には含まれず、これを所管する国の機関の責任において、保全すべき特定森林を重点化し、徹底 した被害の抑制と再激化の防止を図ることとしている。

この場合、松くい虫等の被害状況及び被害対策の特性から、現場において、国有林と民有林の双方が連携を図りながら、密度の高い防除措置を講ずることが全体の被害を抑える上で不可欠であることから、国有林である特定森林を所管する国の機関及び関係地方公共団体が相互に連携を図って松くい虫等の被害対策を実施するよう努力義務規定を置くことにより、被害対策の有効かつ適切な実施を確保するものである。

第9 森林組合等による調査のための立入りについて(法第11条の2)

森林病害虫等の防除を効果的に行うためには、早期発見、早期駆除を徹底することが重要であるが、近年における林業従事者の減少、不在村地主の増加、森林管理水準の低下等の状況の中で、適切な管理が実施されていない森林が増大しており、森林病害虫等について、その発生の見落としの危険性が増大している。

このような状況の中で、今後は、従来から行われている地上からの巡視に加え、空中探査を積極的に推進することとしているが、森林病害虫等の種類を特定し、被害状況を正確に把握するためには、地上からの巡視又は空中探査と併せて、実地の立入調査が必要となる場合が多い。

このため、都道府県知事から、森林病害虫等の発生状況に関する調査につき委託を受けた一定の者については、その行う調査を効果的に実施できるよう一定の手続きの下に他人の土地への立入りを認めることとしたものである。

第10 損失補償

国又は都道府県は、特別伐倒駆除命令及び補完伐倒駆除命令により損失を受けた者 に対し、樹木の伐倒破砕又は炭化の措置を行うことにより通常生ずべき損失額に相 当する金額及び薬剤による防除、樹木の焼却を行うのに通常要すべき費用に相当する金額を補償しなければならないこととされている(法第8条第1項及び第2項)。

具体的には、通常の経済行為として行われる伐倒等については「通常生ずべき損失額」を、薬剤による防除及び焼却については「通常生ずべき費用」を補償することとなる。

この場合、「通常生ずべき費用」とは、市場価格が販売諸経費(伐倒破砕又は炭化の措置に要する費用を除く。以下同じ。)を上回る場合において、伐倒破砕又は炭化の措置に通常要する費用からその上回る額を差し引いて額をいうものである。

なお、市場価格が販売諸経費以下の場合には、伐倒破砕又は炭化の措置に通常要する費用の額をいう。

第11 特措法の失効に伴う経過措置

(1) 附則第2条関係

特措法に基づく都道府県実施計画において定められていた高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の区域を、改正後の防除法の規定に基づいて指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とみなすこととされた。これによって、平成9年4月1日以降、改正後の防除法第7条の5第1項の規定により都道府県知事が高度公益機能森林及び被害拡大防止森林を指定する以前においても、特別伐倒駆除命令又は補完伐倒駆除命令を発動する必要がある場合には、旧特措法に基づいて指定されている高度公益機能松林又は被害拡大防止松林について、これらの命令を発動し得ることとされたので留意されたい。

(2) 附則第3条関係

今回の改正で廃止することとしている特別防除の直接実施及び緊急伐倒駆除については、平成8年度中に都道府県が実施したものに係る国の補助及び分担金の徴収の事務の完了が、何らかの理由で、平成9年4月1日以降に及ぶこととなった場合には、これらの措置については、従前の例により執行できることとされた。

(3) 附則第4条関係

平成9年3月31日の特措法の失効以前に開始された特別伐倒駆除命令又は補完伐倒駆除命令に係る処分、手続等(公表、命令書の交付、損失補償、代執行・費用徴収、国の補助、分担金の徴収という一連の措置)で、平成9年3月31日までに完了してないものがある場合に、これらの処分・手続等を改正後の防除法の相当規定により開始されたものとみなすことにより、その後に引き続き行われる処分・手続等を改正後の防除法に基づいて行うことができることとされた。

第12 その他

以上のほか、今回の法改正に伴う森林病害虫等被害対策の実施に関し必要な事項等 については、林野庁長官から別途通知させることとする。

森林病害虫等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の2第1項の規定に基づく防除 実施基準を別添のとおり変更したので、同条第5項の規定に基づき公表する。

平成15年9月26日

農林水産大臣 亀井 善之

森林病害虫等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準

1 特別防除を行うことのできる森林に関する基準

特別防除は、次に掲げる森林以外の森林のうち特別防除の実施が特に必要と認められるものであり、かつ、その実施につき地域住民等関係者の理解が得られる見込みがあるものについて行うことができるものとする。

ア 次に掲げる地区等に存する森林

- (ア) 国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種をいう。 以下同じ。)又は天然記念物(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1 項の規定により指定された天然記念物をいう。以下同じ。)等の貴重な野生動植物 の生息地又は生育地
- (イ) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第26条第1項又は第46条第1項の規定により指定された野生動植物保護地区
- (ウ) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第14条第1項の規定により指定された特別保護地区又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により指定された特別保護地区であって、特別防除の実施により当該特別保護地区の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (エ) 病院、学校、水源等の周辺
- イ 次に掲げる家屋等の周辺の森林(ただし、地域住民から要望があり、かつ、当該家屋等の居住者又は管理者の意向を十分確認でき、2に掲げる事項に即して適切な防止措置を講ずることができるものを除く。)
 - (ア) 住宅、宿泊所その他の家屋
- (イ) 公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する場所
- ウ 次に掲げる施設等の周辺の森林その他その所在地等からみて薬剤の飛散・流入により周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれがある森林(ただし、地域住民から要望があり、かつ、2に掲げる事項に即して適切な防止措置を講ずることができるものを除

< 。)

- (ア) 水道、井戸その他の給水施設
- (イ) 鉄道、道路その他の交通施設
- エ 次に掲げる栽培地等の周辺の森林その他周囲の土地及び水面の利用状況等からみて 薬剤の飛散・流入により農業・漁業その他の事業に影響を及ぼすおそれのある森林 (ただし、地域住民から要望があり、かつ、3に掲げる事項に即して適切な防止措 置を講ずることができるものを除く。)
 - (ア) 葉たばこ栽培地、桑園、茶園その他の農作物の栽培地
 - (4) 採草地、放牧地、畜舎等
 - (ウ) 養蜂群又は蚕児に悪影響が及ぶおそれのある場所
 - (エ) 水産動物の増養殖場、漁場、も場又は保護水面(水産資源保護法(昭和26年法律 第313号)第14条の保護水面をいう。以下同じ。)
- 2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

- ア 国内希少野生動植物種、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう適切な措置を講じるものとする。
- イ 病院、学校、水源、家屋、給水施設等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等 に十分注意し、これらの施設等から十分な間隔を保持する等適切な措置を講ずるも のとする。
- ウ 鉄道、道路その他の交通施設、公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合 する場所等の周辺の森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等をも考 慮の上、交通規制、入場規制等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な 措置に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために、必要な措置を講ずるものとする。この場合、特に蚕児、桑、葉たばこその他の農作物、養蜂群、水産動物の増養殖場、漁場、保護水面等については、地域の実情に応じて、関係団体等とも十分協議し、その意見を尊重した上、風向、風速等に十分注意して、対象物等からの十分な間隔の保持、蜜蜂の巣箱の移動、水産動物又はその増養殖施設等の移動又は被覆、水産種苗の放流時期との調整等の十分な被害防止対策を実施するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、

実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得る よう努めるものとする。

4 その他森林病害虫等の薬剤による防除に関する基本的な事項

- (1) 特別防除の事業計画の策定に当たっては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会の開催等により広範な地元関係者の意向が反映されるよう努めるとともに、森林病害虫等の防除に当たっては、地域の実態に応じ、地区説明会の開催等により地域住民等関係者の理解と協力を得つつ、円滑かつ適正に実施できるよう努めるものとする。
- (2) 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の 注意事項、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第12条第1項の基準等を遵守し、立 地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。
- (3) 特別防除の実施に当たっては、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類、人によって薬剤による影響の程度が異なることを配慮した的確な対応措置を連絡するなど万一に備えた地域医療機関への周知徹底を図るものとする。
- (4) 特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然 環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の特別防除を中止し、 その原因の究明に努めるとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。
- (5) 1 の特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林以外の森林で薬 剤による防除が必要なものについては、地上からの薬剤による防除を適切に実施す るものとする。
- (6) 森林病害虫等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化に努め、薬剤による防除の効果の確保を図るものとする。

国有林における松くい虫被害対策実施要領

- 1 松くい虫被害対策事業の実施基準
 - (1) 松くい虫(森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する松くい虫をいう。以下同じ。)の被害対策は、法第2条第6項に規定する「特別伐倒駆除」、法第3条第1項第1号に規定する「森林病害虫等が付着している樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに森林病害虫等及びその付着している枝条及び樹皮の焼却」(以下「伐倒駆除」という。)、法第3条第3項に規定する「松くい虫等が付着しているおそれがある樹木(枯死しているものに限る。)の伐倒及び薬剤による防除」(以下「補完伐倒駆除」という。)、法第7条の2第2項に規定する「森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除」(以下「特別防除」という。)、「地上から動力噴霧機等を利用して薬剤を散布することによる防除」(以下「地上散布」という。)、「無人航空機(航空法(昭和23年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。)を使用した薬剤による防除」(以下「無人航空機防除」という。)、法第2条第7項に規定する「樹種転換」、松くい虫が運ぶ線虫類による枯死の予防のための「松の生立木への薬剤の注入」(以下「樹幹注入」という。)の各種防除、措置等を合理的に組み合わせ、効果的な実施を図る。
 - (2) 被害対策の実施に当たっての留意事項
 - ア 被害対策の実施に当たっては、森林病害虫等防除に関する連絡協議会を通じ、都 道府県の関係担当部局及び関係行政機関と十分連携をとるものとする。
 - イ 国有林に隣接する民有林がある場合で、その民有林についての被害対策が行われることが計画されているときは、防除時期、防除方法等について調整を図り、被害対策が効果的に実施されるよう努めるものとする。
- 2 特別伐倒駆除について
 - (1) 対象とする松林

特別伐倒駆除は、松林の果たしている役割、被害状況、特別伐倒駆除の実施時期等を勘案して、徹底した防除が必要であり、かつ、松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全等の観点を含めた立地条件からみて、実施が適切と認められる松林を対象とする。

(2) 被害木の有効利用の確保

特別伐倒駆除の実施に当たっては、貴重な木材資源の有効活用という観点からチップ、おがくず等として利用して差し支えない。

(3) 火災の防止、作業上の安全の確保並びに周囲の自然環境及び生活環境の保全 特別伐倒駆除の実施に当たっては、被害木の焼却に際しての火災の防止、ばい煙に よる被害の防止、焼却後の灰等の処理等周囲の自然環境及び生活環境の保全に必要 な措置を講ずるとともに、航空機を利用して被害木の搬出を行う場合には、荷卸場、 飛行経路を適切に選定する等安全作業の確保に十分留意するものとする。

なお、特別伐倒駆除において実施される焼却は、森林法(昭和26年法律第249号) 第21条第1項に定める火入れには該当しないと解されるが、焼却地の消防署及び必要な関係機関等と十分連絡等を行うとともに、火災の防止、作業の安全確保を図るよう指導するものとする。

(4) 適期防除と駆除の徹底

ア 特別伐倒駆除は、松くい虫の成虫が羽化脱出する前までに確実に行われるよう十 分な時間的余裕をもって行うものとする。

イ また、松くい虫の羽化が困難な小枝等を除くすべての枝条を集積し、破砕等を行い駆除の徹底を図るものとする。

(5) 伐採木等の移動監視

特別伐倒駆除請負者、立木買受者又は伐倒木買受者(以下「特別伐倒駆除請負者等」という。)が、特別伐倒駆除を行うため、松くい虫が付着している松の伐採木等を移動させる場合は、当該伐倒木の所在地を管轄する森林管理署長、支署長又は森林管理局が直轄で管理経営する区域にあっては森林管理局長(以下「森林管理署長等」という。)に移動場所、移動期間、移動数量、駆除の予定時期等(以下「移動場所等」という。)について事前に別記様式1により報告させるものとする。

この報告を受けた森林管理署長等は、伐採木等を移動して駆除することが適当と認めたときは、関係都道府県と連絡をとった上で別記様式2による証明書を発行し、 伐採木等を移動するときには、移動させる者に当該証明書を携行させるものとする。

なお、移動場所までの距離が近いなどにより都道府県の了解が得られたときは、証明書の発行を省略することができる。

(6) 特別伐倒駆除の作業記録等の整備

森林管理署長等は、特別伐倒駆除請負者等に対し駆除作業中の写真等作業記録を整備させるとともに、特別伐倒駆除が終了したときは速やかに別記様式3により森林管理署長等に報告させるものとする。

3 伐倒駆除について

(1) 対象とする松林

伐倒駆除は、被害状況、駆除の効果等からみて、伐倒駆除を実施することが有効か つ適切な松林について実施するものとする。

(2) 適期防除と駆除の徹底

伐倒駆除の実施に当たっては、松くい虫の幼虫が材内にせん入する前の駆除効果の高い秋期に極力防除を行うとともに、労働力の関係等からやむを得ず幼虫が材内にせん入している時期(11月以降から羽化脱出前)になる場合には、くん蒸による駆除等の実施によりその徹底を期するものとする。また、春期の伐倒駆除は、松くい虫の成虫の羽化脱出前に行う必要があることから、発生予察結果等に基づき最も効果のある時期に実施するものとする。

松くい虫の羽化が困難な小枝等を除く全ての枝条を処理し、駆除の徹底に努めるものとする。

(3) 伐倒駆除の作業記録等の整備 2の(6)に準じて行うものとする。

4 補完伐倒駆除について

(1) 対象とする松林

補完伐倒駆除は、特別伐倒駆除又は伐倒駆除の対象とする区域内において、被圧その他松くい虫が運ぶ線虫類以外の要因により枯死木が相当数存しており、駆除の効果等からみて、特別伐倒駆除又は伐倒駆除のみでは十分な駆除効果が得られないと見込まれ、かつ、松くい虫が付着しているおそれが強く、松くい虫の徹底的な駆除を図るため、補完伐倒駆除を実施することが有効かつ適切な松林について実施するものとする。

(2) 補完伐倒駆除の実施上の留意事項

補完伐倒駆除は、松くい虫が付着しているおそれがある松の枯死木の伐倒及び薬剤による防除を行うものであるが、その実施に当たっては、松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除を行う伐倒駆除と同様に、松くい虫の幼虫が材内にせん入する前(おおむね10月末)に防除を行うよう努めるものとし、駆除の徹底を期するものとする。

- 5 特別防除の実施について
 - (1) 適期の防除の実施等

ア 特別防除の実施は、松くい虫の成虫が羽化脱出する時期を正確にとらえて行う必要があり、松くい虫の羽化脱出時期は、気象条件のほか、松林の方位等の立地条件によって異なるので、発生予察の結果等に十分留意し、最も効果のある時期に実施することとする。

ただし、被害木に付着している松くい虫を駆除するための特別防除は、秋期は松くい虫の幼虫が材内にせん入する前(おおむね10月末まで)に実施するものとする。

イ 特別防除の実施に当たっては、アの趣旨を踏まえ、「国有林野事業における航空機利用に係る実施計画の取扱いについて」(平成13年10月25日付け13林国業第134号林野庁長官通達)によるものとする。

(2) 被害発生時の連絡

特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境に悪影響が生じた場合には、防除実施基準の2の措置を講ずるとともに遅滞なく林野庁及び関係機関へ連絡するものとする。

(3) 特別防除の実施に関する運用基準

特別防除の適正かつ円滑な実施を確保するための実施体制の整備、使用薬剤の種類 及び使用方法、被害防止対策、散布技術上の留意事項については、別記1の「特別 防除の実施に関する運用基準」によるものとする。

(4) 特別防除の自然環境等影響調査

- ア 特別防除の実施に伴う植生、鳥類、昆虫類、水質、水生動植物、土壌、土壌動物 等に対する経時的な影響については、関係都道府県等と連携し、必要に応じて行 うものとする。
- イ アの調査を実施しない場合にあっても、特別防除実施地区において農業、漁業、 その他の事業並びに生活環境及び自然環境に及ぼす影響について所要の調査を必 要な範囲内で実施することにより被害発生の場合の原因の究明に資するものとす る。

6 地上散布について

地上散布は、特別防除の規定を準用するものとする。

7 無人航空機防除

無人航空機防除は、特別防除の規定を準用するものとする。ただし、5の(3)中「別記1の「特別防除の実施に関する運用基準」」を「別記2の「無人航空機防除の実施に関する運用基準」」と読み替えるものとする。

8 樹種転換について

(1) 対象とする松林

樹種転換は、高度公益機能森林等の周辺等の松林に存する感染源を除去するとともに、被害松林の有する森林としての機能を確保する観点から、松以外の樹種又は松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松からなる森林を造成することにより、高度公益機能森林等への被害防止帯を形成するよう、被害拡大防止森林その他当該松林及びその存する地域の被害状況及び立地条件等からみて、樹種転換を実施することが有効かつ適切な松林について実施するものとする。

この場合、人工造林のみならず、植生の遷移を考慮し、広葉樹等他の樹種の生育がみられる等現地の状況からみて広葉樹等他の樹種への移行を図ることが適当な松林については、その植生の遷移を積極的に助長する方向で樹種転換の促進を図るものとする。

特に、被害の著しい松林、被害が進行し松林として成林する見込みのない松林及び標準伐期齢(森林法(昭和26年法律第249号)第5条第2項第3号の標準伐期齢をいう。)を越える松林については、樹種転換を優先的、計画的に実施するものとする。

(2) 樹種転換に係る森林施業の考え方

樹種転換に係る施業については、次に掲げる事項に十分配慮し、被害対策としての 効果及び森林施業としての合理性を確保しつつ実施するものとする。

ア 樹種転換における伐採については、感染源となる松を残存しないよう適切な伐採 を行い、かつ、伐採された松が松くい虫の新たな繁殖源とならないよう適切な時期 に伐採を行うとともに、伐採木については、資源の有効利用の観点からもその利用 の促進を図り、林外への搬出に努めるものとする。

イ 樹種転換における更新については、当該地域における気象、土壌等の自然的条件

を踏まえ、地域の林業・林産業の特性に十分配慮しつつ、的確な更新方法の選択を行うものとし、人工造林を行う場合には、極力ヒノキ、クヌギ等への転換に努めるほか、立地条件に応じ、抵抗性マツ(松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松の品種に相当するマツをいう。)、ニセアカシア、ウバメガシ等の導入を図るものとし、また、天然更新を行う場合には、植生の遷移も考慮しつつ、極力コナラ等の有用樹種の造成を図るものとし、確実な成林を期するものとする。

特に、当該施業の実施に当たっては、更新地において発生する松の天然稚樹を除去すること、下層樹木を残置し松の稚樹の発生を抑制すること等により、再び松林となることのないよう適切な施業に努め、松以外の樹種による確実な成林を期するものとする。

また、土壌条件が悪く、自然植生が松である等松以外の樹種による成林が困難な 松林については、松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松の品種を積極的に活用 し、松くい虫被害に対し抵抗性の高い森林の造成に努めるものとする。

(3) その他樹種転換を実施するに当たっての留意事項

松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を有する松の品種について、関係研究機関との連携の下、その育成を推進するとともに、可及的早期に種苗の供給体制の整備に努め、 その活用を図るものとする。

- 9 樹幹注入について
 - (1) 対象とする松林

周辺松林の被害状況から当該松林の予防措置の実施が必要であり、特別防除又は地 上散布を実施することが適当でない松林等において実施するものとする。

(2) 実施上の留意事項

実施に当たっては、健全木のみを対象とし、松くい虫の成虫の羽化脱出時期を考慮した施用時期の設定等、適時適切に行うこととする。また、当該松林の周辺地域における被害及び防除の状況を踏まえ、必要に応じて専門的知識を有する者による助言・指導に基づき、周辺の状況や樹脂の流動状態等を十分勘案し、計画的かつ効果的な実施を図ることとする。

10 樹木採取区、分収造林地及び官行造林地における松くい虫の被害対策について 樹木採取区、分収造林地及び官行造林地における松くい虫の被害対策は、「松くい虫 等の防除処理について」(昭和39年7月6日付け39林野業第667号林野庁長官通達)の 記の第1の2、3及び4に本要領を適用して実施するものとする。

なお、特別伐倒駆除については立木販売による実施ができるものとし、この場合の分 収額は、販売価格に所定の分収割合に乗じて算出するものとする。

11 その他

(1) 被害木の利用

被害木の利用については、円滑な松くい虫被害対策に資するため、森林組合、素材 生産業者、林産加工業者その他の関係者との緊密な連携のもとに松林の被害状況、松 林の伐採動向、松材の流通加工等に関し適時適切な情報の交換を行うものとする。

(2) 使用薬剤等

- ア 使用薬剤は、農薬登録を受けている薬剤とする。
- イ 農薬取締法 (昭和23年法律第82号) に規定する使用方法及び使用上の注意事項 並びに使用上の基準等を遵守し、立地条件及び気象条件等を十分勘案の上、安全 かつ適正な実施に努めるものとする。
- ウ 農薬登録の際の貯蔵上の注意事項を遵守し、安全に管理するものとする。薬剤 使用後の空容器等については、放置せず、適切な方法により廃棄するものとする。
- エ 従事する作業員等に対し、農薬の取扱いについての注意事項、作業時の服装及 び健康状態等について、事前に十分、安全教育を実施し、事故の未然防止に万全 を期するものとする。

○○森林管理署長等 殿

報告者 住所 氏名

松くい虫による被害木移動予定報告について

令和 年 月 日に購入した松くい虫による被害木について、破砕又は炭化を実施する ため下記により移動する予定であるので、報告します。

記

移動対象被害木の所在地 移動対象被害木の移動先

森林林管理局

森林管理署等管内

移 動 経 路

移 動 予 定 期 間 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日

移動 予定数量材積 m3

移 動 方 法

駆除処理実施予定期間 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日

[被害木売買契約摘要]

契 約 締 結 日 令和〇年〇月〇日

契 約 数 量 材積 m3 本数 本

契約時に付した駆除処置に係る特約事項 破砕 炭化

同 駆除処置の期限に係る特約事項 令和○年○月○日

番号 No.

松くい虫による被害木の移動証明書

住所

氏名

(被害木の移動内容)

- 1 移動対象被害木の所在地
- 2 移動対象被害木の移動先
- 3 移動経路
- 5 移動予定数量 材積 m3
- 6 移動方法

上記の者は、被害木の移動内容のとおり伐倒した被害木を駆除処理するため移動するものであることを証明する。

令和○年○月○日

○○森林管理署長等

○○森林管理署長等 殿

報告者 住所

氏名

作業記録報告書

令和○年○月○日に締結した契約に基づき、 しましたので下記のとおり報告します。 駆除作業を完了

記

1 契約に定める駆除作業の内容(

)

2 作業記録

作業内容	実施した	実 施	実 施	実 施	駆除
	もの	期間	場所	数量	実施者
被害木の伐倒(枝払い及び玉切を含む。)					
搬出(伐採地から販売を行う山土場までの					
伐倒木の搬出)					
破砕ができない枝条等の焼却					
伐倒木の破砕					
伐倒木の炭化					
伐倒木、枝条及び根株等の焼却					
伐倒木の薬剤散布					
伐倒木のくん蒸					
伐倒木及び根株等のはく皮					
はく皮した樹皮等の焼却					
破砕ができない枝条等の薬剤散布					

- (注) 1 実施した全作業につき○印を付し、それぞれの欄に記入する。
 - 2 駆除実施者欄は報告者以外が行った場合にのみ記入する。
 - 3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。

特別防除の実施に関する運用基準

第1 趣旨

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第7条の2第2項の特別防除(以下「特別防除」という。)の実施に係る航空機を利用して行う薬剤散布については、「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)によるほか、この運用基準によるものとする。

第2 特別防除の実施体制の整備等

1 連絡協議会の開催

特別防除の実施に当たっては、事前に開催される連絡協議会又は地区協議会において、特別防除の事業計画の概要(対象区域を明記した図面を含む。)、防除実施基準の1のアの(エ)、イ、ウ及びエの松林の範囲等について説明し、地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。また、特別防除の必要性、薬剤の安全性、被害防止措置、特別防除の環境への影響等について説明し、地域住民等関係者の特別防除に対する理解が深まるよう努めるものとする。

2 地域住民等への周知徹底

特別防除実施前には、地区説明会等の開催、パンフレットの配布、宣伝カー等により特別防除を実施する松林の区域、実施する日時、使用薬剤、散布方法、実施の注意事項、被害防止措置の実施内容、特別防除の実施に関する問合わせ先について地域住民等関係者への周知徹底を図るものとする。

なお、特別防除の実施に関する問合わせ等により把握された地域住民等の意見等については、これを整理し、連絡協議会で説明し、今後の特別防除の実施に反映させるものとする。

- 3 特別防除の実施体制の整備
 - (1) 特別防除の適正円滑な実施を図るため、次のような実施体制を整備するものとする。
 - ア 実施本部の設置

特別防除の実施を総括し、特別防除の実施作業計画、実施方法、諸作業の運行 (開始、中止、終了等)等を決定し、指示するため、必要に応じ実施本部を設置する。

イ ヘリポートにおける実行班の編成

ヘリポートにおいて散布薬剤の調整搭載、ヘリポートの運行等を適正に行い、 散布作業を効果的に進行させるため、実行班を編成する。

ウ 散布現地における実行班の編成

散布現地において散布区域の標示、散布薬剤の落下調査、気象調査、交通整理等を的確に行い、安全かつ効果的な散布を実施するため、実行班を編成する。

- (2) 実施本部、ヘリポート及び散布現地における実行班等の編成並びに業務分担については、別紙を参考とするものとする。
- 4 関係機関への連絡等

特別防除の実施に当たっては、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療救急体制の整備を依頼するとともに、林業試験場、農業試験場、水産試験場等の試験研究機関、家畜保健衛生所等に連絡し、協力を依頼するものとする。

また、特別防除の実施が終了した場合にも関係機関に速やかに連絡するものとする。

第3 特別防除に使用する薬剤

使用薬剤は、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬登録を受けている薬剤とし、その使用方法、時期、散布量等は農薬登録において定められた基準を遵守するものとする。

なお、使用薬剤の選定及び散布量の決定に当たっては、散布区域の松林の被害状況、 周囲の土地及び水面の利用状況、安全性、効果等を勘案して行うものとする。

また、薬剤の散布に当たっては、気象条件等を勘案して、必要な場合には展着剤を 使用し、被害防止の確実を期するものとする。

第4 散布技術上の留意事項

- 1 標識の設置についての留意事項
 - (1) 標識旗は、散布区域への的確な散布及び散布区域外への薬剤飛散による被害防止、 飛行の安全上等から極めて重要なものであることから適切に設置するものとする。 この場合において、松くい虫防除は、地形が複雑な松林が対象であるので上空か ら的確に把握できるようにするものとする。
 - (2) 境界標識の設置に当たっては、特に自然環境及び生活環境の保全並びに農業、漁業等に対する被害防止の観点から散布区域から除外した区域、蚕室、桑園、葉たばこ栽培地、茶園、水産動物の増養殖施設、保護水面等の周辺においては、その境界が不明確なことによる被害が発生しないよう、きめ細かく設置するものとする。
 - (3) 電線、架線等の危険物が存在する場合には、散布作業の安全を期する上から危険標識を設置するものとする。
- 2 気象条件についての留意事項
 - (1) 風速

地上1.5mの位置における風速が液剤散布にあっては5メートル/秒、微量散布及び液剤少量散布にあっては3メートル/秒を超えるときは散布を行わないものとする。また、この風速の範囲内にあっても、薬剤が散布区域外に飛散するおそれがある場合には、飛行高度を下げる等により、飛散の防止に努めるものとする。

(2) 上昇気流

上昇気流が強い場合には薬剤の空中への蒸散、散布区域外への飛散、飛行の危険 等が予想されるので散布は行わないものとする。

(3) 降雨及び霧

降雨中、降雨直後及び散布後間もなく雨が予想されるときは散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧のときは散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布は行わないものとする。

3 その他特別防除実施上の留意事項

(1) 地図の準備及び現地調査

1万分の1程度の縮尺の散布区域図を一機につき一枚あて準備し、詳細にヘリポートごとの散布区域面積、障害物、危険か所、散布禁止か所、けい留基地、現地ヘリポート等を記入し、散布前に十分確認調査を行うものとする。

(2) ヘリポートの選定

ヘリポートの選定、設置は、最終的には航空会社が航空法に基づき国土交通省に申請して行うが、事前に安全性及び農作物等への被害防止等を勘案して選定しておくものとする。

(3) ヘリポート等における作業の安全の確保

ア ヘリポート周辺、散布区域内には関係者以外立ち入らせないように措置するものとする。

イ ヘリポート等における危険度の高い作業については、安全管理に十分留意する ものとする。

(4) 薬剤の管理

ア 特別防除に使用する薬剤については、農薬登録の際の貯蔵上の注意事項等を遵 守し、安全に管理するものとする。

イ 薬剤使用後の空容器については、放置せず、安全な場所に廃棄する等適切に処 理するものとする。

(5) 安全教育の徹底

特別防除に従事する作業員等に対し、農薬の取扱いについての注意事項、ヘリコプターへの薬剤の積込み、機体の洗浄等機体に接近した作業についての注意事項、作業時の服装、健康状態等について事前に十分安全教育を実施し、事故の防止に万全を期するものとする。

特別防除の実施体制の編成及び業務分担表

F *			刊の補风及い耒傍万但衣
区分	班名	分掌業務	業務の内容
実施	本部長		事業の計画、実施方法、作業開始、中止、終了等の総
本部		ること。	括責任
	(次長)	JJ	①本部長を補佐する。②各ヘリコプター基地への連絡、
			調整。③報道関係。④本部員への指示
	部員	"	①次長の指示に従う。②ヘリコプター基地、作業現場
			との連絡、調整。③情報処理。④その他各班に属さな
			いこと(計画、器具管理、配車、事業運行、宿泊、生
			活指導)。
~ у	総務班	ヘリポート及び現	①本部の指示に従い、ヘリポート及び現地の作業の円
ポート		地の総括に関する	滑化を図る。②ヘリコプター基地及び現地の進行状況
		こと。	を充分に把握し、適切に本部へ連絡する。③記録に関
			すること(ヘリコプター運行記録、作業記録、事故な
			ど)。
	薬剤班	散布薬剤に関する	①薬剤、水の調達、調合、積込みの適正化。②薬剤取
		こと。	扱いの指導。③作業員の指導。④使用残の薬剤の適切
			な処理。⑤用具の準備、整理。⑥使用薬剤記録の整理。
	ヘリコプター誘	ヘリコプターの誘	①ヘリコプター運行の適正化。②離着陸誘導。③パイ
	導連絡班	導、連絡に関する	ロットへの連絡。④航空燃料の調達管理。⑤けい留基
		こと。	地においては、ヘリコプターの警備に注意する。⑥航
			空目標旗(吹き流し)の設置及び撤去
現地	現地班	現地作業の総括に	①ヘリポートの指示に従い、現地作業の円滑化を図る。
		関すること。	②現地の進行状況を充分に把握し、適切にヘリポート
			に連絡する。③現地班、気象班、医療班、交通整理班、
			地元対策班との連絡、指導。④記録に関すること(へ
			リコプター運行記録、作業記録、事故など)。
	調査班	散布標識、落下板	①散布標識(散布区域、危険及び禁散布)の設置及び
		等に関すること。	撤去。②薬剤散布落下板の設置及び回収
	気象班	気象に関すること。	①気象観測を行い、特に風向、風速に注意する。②気
			象情報をヘリコプター基地へ適切に連絡する。③観測
			記録を整備する。
	医療班(必要に	医療に関すること。	①作業員、職員等の医療に備え、簡単な応急手当を行
	応じてヘリポー		う。②病人、けが人等が発生した場合は、直ちにヘリ
	トにも設置)		コプター基地へ連絡する。
	交通整理班	交通整理に関する	①ヘリポート及び現地における作業の円滑化を図るた

(必要に応じて	こと。	め交通整理を行う。②通行者(徒歩、自転車、自動車
ヘリポートにも		等) への協力依頼、適切な指示、安全誘導。③関係官
設置)		庁(警察署、道路管理者等)との連絡調整。④標示看
		板等の設置及び撤回作業。
地元対策班	地元対策に関する	①地元住民への協力依頼及び適切な指示。②通学生等
	こと。	の安全誘導対策。③病院、学校、売店等への連絡指導
		に充分注意する。④トラブル等が発生した場合は、直
		ちに本部へ連絡し、指示を受ける。

無人航空機防除の実施に関する運用基準

第1 趣旨

無人航空機による松くい虫防除(以下「無人航空機防除」という。)については、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」(平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。)及び「住宅地等における農薬使用について」(平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長通知)等関係通知によるほか、この運用基準によるものとする。

第2 無人航空機防除の事業計画の策定

無人航空機防除の事業計画の策定に当たっては、事業の実施規模や防除対象となる松林の立地条件等地域の状況に応じて、「森林病害虫等防除に係る連絡協議会等の設置要領例について」(平成9年4月7日付け9林野造第107号林野庁長官通知)に基づいて設置された、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする森林病害虫等防除連絡協議会及び森林病害虫等防除地区連絡協議会(以下「連絡協議会等」という。)等による広範な地元関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。また、技術指導指針第4の1に規定する事業計画書は、森林管理局、森林管理署、支署及び森林管理事務所(以下「森林管理局等」という。)が技術指導指針第2の5に規定する都道府県協議会(以下「都道府県協議会」という。)に提出するものとする。

第3 航空法に基づく許可・承認

無人航空機防除の実施に当たっては、航空法(昭和27年法律第231号)第132条の2に 定める飛行の方法によらずに飛行させる場合に当たるので、同条ただし書に基づき、森 林管理局等が、事前に国土交通大臣の承認を受けることとする。また、同法第132条に 定める飛行禁止空域における飛行を実施するときは、同条ただし書に基づき森林管理局 等が、事前に国土交通大臣に許可を受けることとする。

なお、具体の手続については、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行の許可・ 承認の取扱いについて」(平成27年12月3日付け国空航第734号・国空機第1007号・27 消安第4546号国土交通省航空局長及び農林水産省消費・安全局長通知。以下、「両局長 通知」という。)によるものとする。

第4 無人航空機防除の実施

無人航空機防除の実施に当たっては、これに先立ち実施規模や防除対象となる松林の立地条件等地域の実情に応じて、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会等での連絡・協議、地域住民等への周知徹底、実施体制の整備及び関係機

関への連絡等を行うものとする。

1 連絡協議会等での連絡・協議

連絡協議会等においては、無人航空機防除計画の概要、防除対象となる松林の範囲等について連絡・協議し、無人航空機防除の実施に地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。また、無人航空機防除の必要性、薬剤の安全性、薬剤散布の際の被害防止措置、無人航空機防除の環境への影響等について説明し、地域住民等関係者の無人航空機防除に対する理解が深まるよう努めるものとする。

2 地域住民等への周知徹底

無人航空機防除の実施に先立ち、地域住民等関係者に対しては、地区説明会の開催、パンフレットの配布、宣伝カーによる周知等により、無人航空機防除を実施する松林の区域、実施する日時、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項、薬剤散布の際の被害防止措置の実施内容及び無人航空機防除の実施に関する問合せ先について周知徹底を図るものとする。

また、地域住民等関係者への周知に当たっては、事業の担当者のみならず地域住民等を含めた多くの関係者の共通の理解が得られるよう、周知方法やその内容に関するマニュアルやチェックリストの作成等により、適切かつ円滑な実施に努めるものとする。

3 実施体制の整備

無人航空機防除の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、無人航空機防除の実施本部の設置及び現地における実行班の編成等の実施体制の整備を行うものとする。

4 関係機関への連絡等

最寄りの保健所、病院等に対しては、あらかじめ無人航空機防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一の場合に備えた医療救急体制の整備を依頼するとともに、必要に応じて各試験研究機関や保健衛生所等関係機関に対しても事前に連絡し、協力を依頼するものとする。

また、無人航空機防除の実施が終了した場合にも、実施前に連絡、協力依頼等をした関係機関に、速やかに連絡するものとし、技術指導指針第4の8(1)に掲げる事業実績書は森林管理局等が都道府県協議会に提出するものとする。

第5 意見等の活用

無人航空機防除の実施に関して寄せられた地域住民等の意見等については、これを整理した上で連絡協議会等に示すこととし、無人航空機防除の円滑な実施に活用するものとする。

また、無人航空機防除の実施に伴う地域住民等の健康への影響等に関する情報については、その届出先を周知するなど情報提供がスムーズに行われるよう努め、情報提供があった場合に、関係機関とも連携を図りつつ適切な措置を講ずるものとする。

なお、提供された情報についても、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、必要に応

じてこれらを整理した上で連絡協議会等に示すことにより、無人航空機防除の円滑な 実施に活用するものとする。

第6 散布飛行に当たっての技術的な留意事項

1 操作要員、機体

無人航空機の操作要員の技術及び機体の性能等は、技術指導指針第2の7及び第6の1によるものとするが、特に、操作要員が高所飛行技術を要することに留意することとする。

2 飛行及び散布の方法

無人航空機防除の実施に当たっては、技術指導指針第4の4及び別表2中「まつ(生立木)」の欄に掲げる空中散布等の方法を遵守し、適正に行うよう努めるものとする。 また、防除対象となる松林の周縁部においては、同欄に掲げる飛行高度の範囲内で 高度を下げる等により、周辺地域への薬剤の飛散防止に努めるものとする。

3 気象条件についての留意事項

(1) 風速

地上1.5mにおける風速が3m/sを超えるときは、散布を行わないものとする。また、風速3m/s以下であっても、風向き等に十分注意し、散布区域外への薬剤の飛散防止に努めるものとする。

(2) 気流

気流が乱れている場合は、散布区域外への飛散、飛行の危険等が予想されるので、 散布は行わないものとする。

(3) 降雨及び霧

降雨中、降雨直後及び散布直後に降雨が予想されるときは散布薬剤が松枝に定着 しにくく、また、霧のときは散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるの で、散布は行わないものとする。

(4) 風速及び風向を測定するに当たっては、測定器具の設置場所等に留意するとともに、散布時間中の継続的な測定と計測データの保存に努めるものとする。

第7 危被害防止対策

無人航空機防除を実施する際には、技術指導指針第4の6により実施区域及びその周辺における危被害防止に万全を期すとともに、操作要員等の安全に十分留意するものとする。また、林業、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境、生活環境等に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の無人へり防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。

第8 事故発生時の対応

無人航空機防除により両局長通知4-3及び技術指導指針第5の1に規定する事故が発生した場合は、両局長通知4-3並びに技術指導指針第5の2及び第5の3により森

林管理局等が両局長通知、技術指導指針のそれぞれの同項により適切に対応することと する。

第9 その他無人航空機防除実施上の留意事項

1 農薬取締法等の遵守

無人航空機防除の実施に当たっては、使用する薬剤について農薬取締法(昭和23年 法律第82号)に規定する使用方法及び使用上の注意事項並びに使用上の基準等を遵守 し、立地条件及び気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとす る。

2 薬剤の管理等

無人航空機防除に使用する薬剤については、農薬登録の際の貯蔵上の注意事項を遵守し、安全に管理するものとする。薬剤使用後の空容器等については、放置せず、適切な方法により廃棄するものとする。

3 安全教育の徹底等

無人航空機防除に従事する作業員等に対し、農薬の取扱いについての注意事項、作業時の服装及び健康状態等について事前に十分安全教育を実施し、事故の未然防止に万全を期するものとする。

国有林実施計画策定要領

1 趣旨

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号。以下「法」という。)第7条の10第1項に準じて森林管理局長が、森林管理署、支署及び森林管理事務所(以下「森林管理署等」という。)のうち、法第2条第3項に定める松林のある森林管理署等ごとに行う法第2条第1項第1号による松くい虫による被害対策実施計画(以下「実施計画」という。)の策定については、別紙1に留意の上この要領に定めるところにより行うものとする。

2 実施計画策定(又は変更)の手続き

実施計画の策定(又は変更)にあたっては、事前に都道府県担当部局等(別に定める国有林における高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定並びに樹種転換促進指針策定要領の2の(1)に準ずる。)と連携を図るとともに、特別防除を計画する森林管理署等においては、森林病害虫等防除に係る地区連絡協議会(以下「地区連絡協議会」という。)における意見を参酌する等計画の適切な策定(又は変更)に必要な措置をとることとし、実施計画を策定した場合は速やかに林野庁長官へ報告するものとする。

- 3 実施計画において定める事項及び様式
 - (1) 防除措置の計画的実施に関し必要な事項

当該森林管理署等ごとの被害の状況、松林の機能及び被害程度、松林の存する地域 の地形、林道等の諸条件等を総合的に勘案し、当該森林管理署等ごとの実施計画対 象森林に係る防除措置に係る計画量を様式1により調製することとする。

(2) 樹種転換の計画的実施に関し必要な事項

当該森林管理署等ごとの被害の状況、松林の機能及び被害程度、松林の存する地域の地形、林道等の諸条件等を総合的に勘案し、当該森林管理署等ごとの実施計画対象森林に係る樹種転換に係る計画量を様式2により調製することとする。

(3) 薬剤防除の安全かつ適正な実施に関し必要な事項

防除実施基準に即し、当該森林管理署等ごとの状況、松林の機能及び被害程度、周囲の土地及び水面の利用状況、松林の存する地域の地形、水利、林道等の諸条件等を総合的に勘案し、当該森林管理署等ごとの実施計画対象森林に係る薬剤防除の計画量を様式3により調製するとともにその他薬剤防除の実施に当たっての配慮事項を記載することとする。

様式1 防除措置の計画

森林管	市	高度公益機能森林							被	害拡大	防止症	森林
理署名	町	特	伐	補	衛	樹	計	特	伐	補	衛	計
	村	別	倒	完	生	幹		別	倒	完	生	
	名	伐	駆	伐	伐	注		伐	駆	伐	伐	
		倒	除	倒		入		倒	除	倒		
		駆		駆				駆		駆		
		除		除				除		除		
森林管理局計												

- (注) 1 樹木採取区、分収造林又は官行造林地がある場合は、樹木採取区は [] 内書、分収造林は() 内書、官行造林地は< >内書として森林管理署、支署及び森林管理事務所ごとに区分する。
 - 2 薬剤防除を併用する場合は≪ ≫外書とする。
 - 3 樹種転換が完了するまでの経過措置として他の特定措置を併用する場合は、 該当する駆除欄に [] 外書する。
 - 4 面積はヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。

様式2 樹種転換の計画

森林管理署名	市町村名	高度公	益機能森林	被害拡大防止森林			
		更新樹種	面積	更新樹種	面積		

(注)様式1に同じ

様式3 薬剤の防除計画

森林管理	市町	松林群	i E	高度公益	幾能森林		被害拡大防止森林				
署 名	村名	番号等	特別 地上 無人 計				特別	地上	無人	計	
			防除	散布	航空機		防除	散布	航空幾		
森林管理局 計											

(注) 1 様式1に同じ

2 松林群番号等については、特別防除を行うべき松林について、松林の機能区分に 応じて、高度公益機能森林又は被害拡大防止森林を含む松林群を設定するものとし、 松林群の区分ごとに一連番号を付するとともに通称等を冠した名称を表示するもの とする。